



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年12月23日（木）
問い合わせ先：消防職員課
課長：萩原
担当：矢嶋
電話：833-9256
内線：5450

職員の懲戒処分について

さいたま市消防長は、地方公務員法の規定に基づき、消防職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

1 事件の概要

当該職員は、令和3年8月11日（水）午前6時40分頃、自家用自動二輪車を運転し通勤する途中で、さいたま市桜区内の道路において、制限速度時速30kmを時速30km超過した時速60kmで走行し、指定速度違反により検挙された。この交通違反により、略式命令で罰金5万円の刑事処分が科されたもの。

2 処分内容等

(1) 被処分者

消防局 主任（36歳）

(2) 処分内容

戒告

(3) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行

3 処分年月日

令和3年12月23日（木）